



みやぎ県民センター ニュースレター

大川小裁判記録が「特別保存」

判決確定から 6 年。裁判の記録が永久保管にあたる「特別保存」となりました。

102 号

2025 年 11 月 17 日

発行：東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

〒980-0804 仙台市青葉区大町 2 丁目 5 -10-305 TEL022-399-6907 fax022-399-6925

<http://www.miyagikenmin-fukkoushien.com/> E-mail : miyagi.kenmincenter@gmail.com

1～3P 上水道 民営化したら
純利益額が激減

4～8P 災害援護資金滞納額 60
億円を超す

9P 能登 医療費急増なのに
負担減免終了とは？

10P 『住民・地域主権の復興
まちづくりへ』発売
中

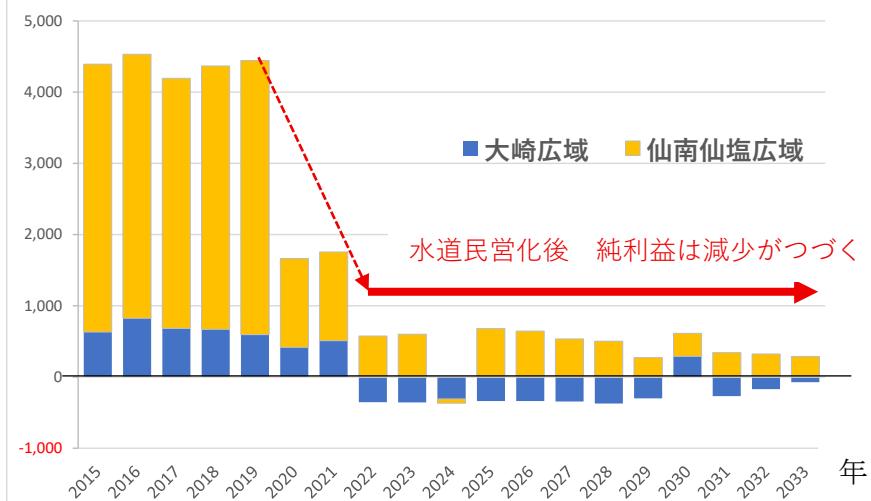
宮城県の上水道

民営化したら 純利益額が激減

2022 年度に宮城県の水道事業、上水道、工業用水、下水道の 3 事業が民営化されましたが、民営化 3 年後の 24 年度決算が発表されています。それによれば、上水道が 3 億 6 千 7 百万円、工業用水が 6 千 7 百万円の赤字で、下水道だけが 7 億 8 千万円の黒字でした。特に上水道は下グラフのように民営化開始により純利益が大幅に減少し、来年度以降も大幅に純利益を減少したまま推移すると宮城県企業局「経営戦略 2025」では想定しています。宮城県企業局の純利益が激減する一方、民営化事業者である「みずむすびマネジメントみやぎ社」(以下 MMM 社) の上水道用水事業の年度純利益額は 5.5 億円の黒字です。県は民営化によって大幅なコスト削減を実現し、将来の大規模な管路更新に向けた「経営基盤強化」を強化を目指すとしていますが、これでこの後、本当に健全な財務状況をつくれるのでしょうか。

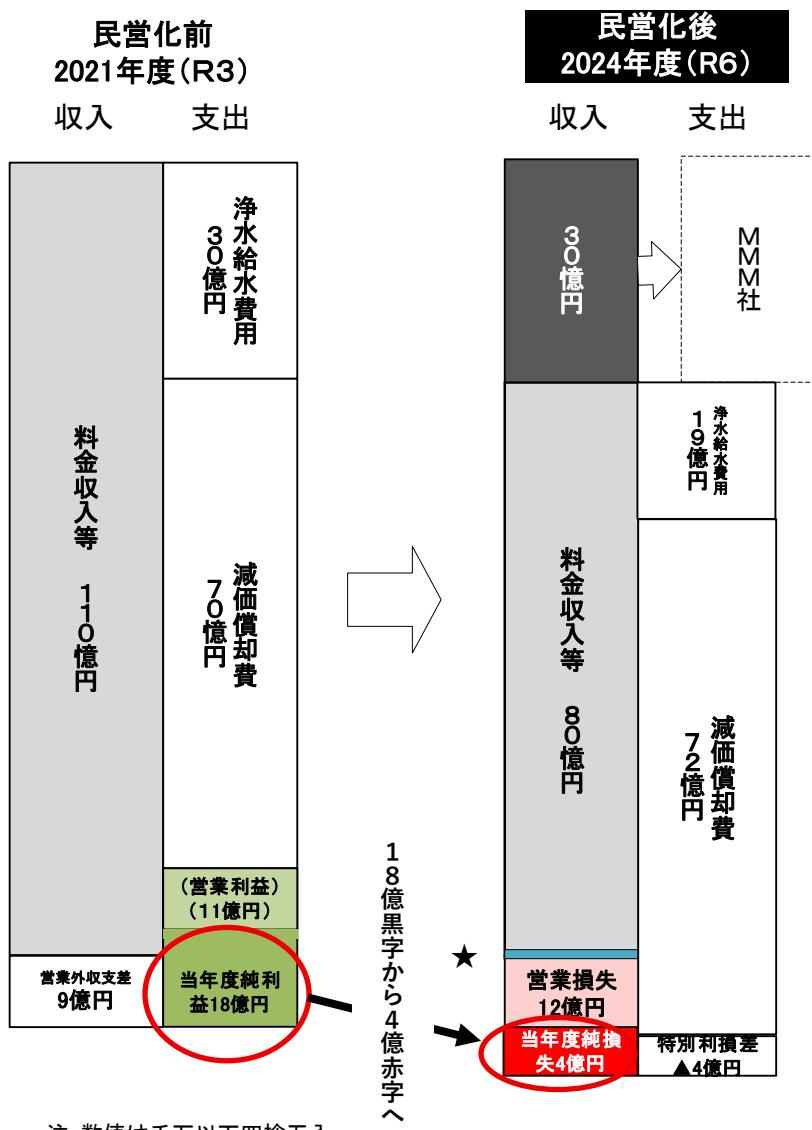
百万円

宮城県水道用水供給事業 年度別純利益額推移



注：2024 年度まで実績値。以降は宮城県企業局「経営戦略 2025」投資・財政計画による。

宮城県の上水道事業 損益 民営化前後比較



注: 数値は千万以下四捨五入

上図は大崎広域と仙南仙塩広域両事業を合わせた水道事業全体の、水道民営化前 2021 年度と民営化後 24 年度の損益状況変化を図解したものです。

21 年度は給水している各市町からの料金収入が約 110 億円あり、当年度純利益は約 18 億円ありました。しかし、民営化後は純損失約 4 億円と赤字に転落したことが分かります。今まで県の収入だった市町からの料金収入約 30 億円が、民営化により MM Co. の取り分（売上高）となり、宮城県の収入が大幅減少しました。しかし、民営化前までの建物・設備の減価償却は県が負担することになっていて、減価償却費負担額は民営化前とほぼ同じ。建物・設備は無償で MM Co. に使用させる契約になっているので、その使用料等は入ってきません。従って減少した収入では支出費用を賄うことができず、約 4 億の赤字となった、ということです。

県が負担する減価償却費は年数が経過するのに伴い、金額は減少していきます。一方、民営化後、MM Co. は独自に施設設備の改修や新規投資を行い、その分は「運営権者更新投資収益」（上図中★印分）として同額が県の収益に計上されます。

この仕組みでは MMM 社による設備更新が完了するまで、県が減価償却費を負担することになります。それまでの間、MMM社は無償で施設を利用し、収益を上げることができます。「本来はリース料を徴収しても良いといえ、県には機会損失が生じる」(太田正作新学院大名誉教授) ということです。

県企業局「経営戦略 2025」

宮城県企業局が行う事業を一体的に経営管理するための経営戦略。2025年から33年度までの8年間の計画。

県は民営化当初は MMM 社の更新投資が少ないため、収益として計上できる金額が少なく、県の損益は赤字になる、しかし今後、それが増加することで県の水道事業損益は黒字化する、と「経営戦略 2025」で説明しています。しかし、1ページのグラフで見たように、大崎広域は今後赤字が続くことが想定されています。少し黒字の仙南仙塩広域は果たして計画どおりに推移するのかは不透明です。「運営権者更新投資収益」額が増加して、現在の赤字が黒字化するのは何年後なのか?その経営見通しを具体的に説明する必要があります。県議会9月定例会で藤原益栄県議(日本共産党)がこのことを追求しましたが、県は何年後に黒字化するか答弁できませんでした。そして、このように水道民営化によって生じる経営変化は、民営化前に市民には一切説明されていなかったのです。

利益の民営化 リスクの公営化

県の水道事業の損益構造がこのように変化するなかで、MMM 社の損益は民営化前に策定した事業計画で想定した純利益額を超過して達成しています(下表参照)。また MMM 社が実際の管理業務を委託しているみずむすびサービスみやぎ社も黒字です。つまり利益が運営権者の利益はしっかりと確保されているが、県の損益は悪化しているというのが民営化3年後の到達点です。今年1月の八潮市の下水管腐食が原因とみられる道路陥没事故が発生し、水道施設の老朽化対策、管路更新対策が社会的関心を呼んでいます。これらの対策に膨大な予算が必要とされています。宮城県の水道民営化は、今後想定されるこれら対策を可能にするために経営基盤を強化することにあつたはずです。しかし、24年度の県水道事業決算は、「利益」が民営化され、県の純利益赤字による財源不足により、老朽施設更新財源確保が進まない「リスク」が大きくなるのではないか、という疑念を抱かせるものです。民営化以後、県は県民に民営化された水道事業の状況を説明していませんが、説明責任を果たすべきです。

MMM社 事業別 当期純利益高推移										(百万円)	
	広域水道		工業用水道			流域下水道				MMM社全体	
年度	大崎	仙南仙塩	仙塩	仙台圏	仙台北部	仙塩	阿武隈川	鳴瀬川	吉田川	年度実績	計画
2022	181	206	80	42	7	-33	181	-4	-36	359	174
2023	296	304	80	40	6	6	-13	13	-2	732	573
2024	279	268	71	40	5	-44	30	8	-10	664	577

注：MMM社全体の「計画」値は事業開始前策定の事業計画

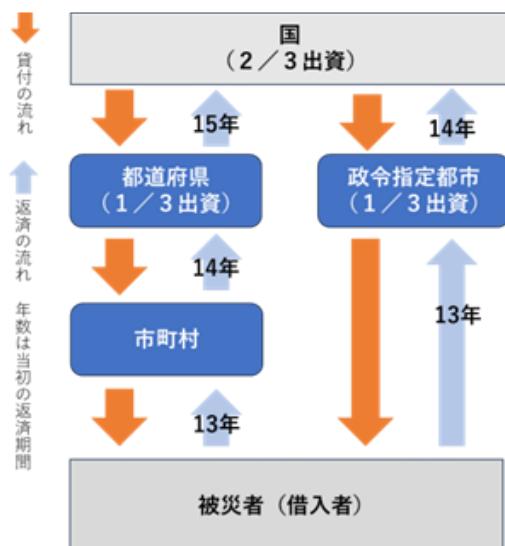
返済期限は延期されたけど…

災害援護資金 滞納額 60 億円を超す

東日本大震災の被災者に市町村を通じて貸付られた災害援護資金、自治体から国などに返還する期限を延長することになり、今年 4 月 25 日に関係政令が改正施行されました。

当初、今年 8 月から順次返済期限を迎えることになっていました。当初の返済期限どおりだと、被災者（借入者）からの返済滞納が増えていて、自治体が肩代わりを迫られていきましたが、それはいったん回避されました。延長期限は当初の今年 8~9 月から 2030 年 8~9 月までの 5 年間です。返済期限は延長されたものの滞納状況は悪化しており、問題は先送りされただけで根本的に解決したわけではありません。

図 1. 東日本大震災の災害援護資金貸付の仕組み



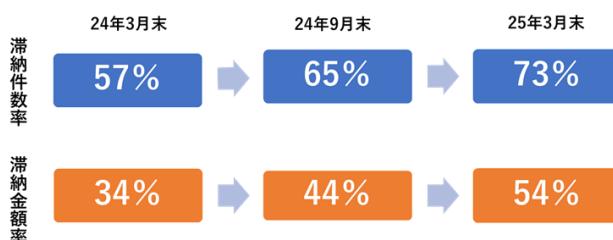
東日本大震災における災害援護資金貸付の仕組みは図 1 の通りです。世帯主がけがをしたり自宅が全半壊した被災者に最大 350 万円を貸し付ける制度で、市町村が貸付や回収の窓口です。東日本大震災では特例として本来 10 年の返済期限が 13 年とされていました。

災害援護資金返済めぐる現状をみてみましょう。

被災者へ宮城県全体では約 2 万 7 千人に 409 億円が貸付されました。政令指定都市である仙台市は国から直接出資を受け、それ以外の市町村は県経由で出資を受けて貸付をしています。まず、仙台市以外の状況をみてみます。

県内では角田市、七ヶ宿町、川崎町は貸付実績がなく、31 市町村の 8,870 人に約 175 億 7 千 6 百万円が貸付されました。昨年 3 月末以降、半年ごとの滞納件数率と滞納金額率は図 2 のようになっています。

図 2 災害援護資金滞納状況（仙台市以外）



注：「滞納件数率」は支払到来件数で滞納となった件数の割合
「滞納金額率」は支払到来金額に占める滞納となった金額の割合

災害援護資金貸付

被災市町村が被災者に生活再建資金として最大 350 万円貸す制度。保証人を立てれば無利子。返済期間は借りてから 13 年で、半年か、1 年ごとに返済するのが原則だが、毎月少額返済を認めている市町村が多い。財源として国が 3 分の 2、県が 3 分の 1 を負担する。宮城県の貸付総額は約 409 億円。

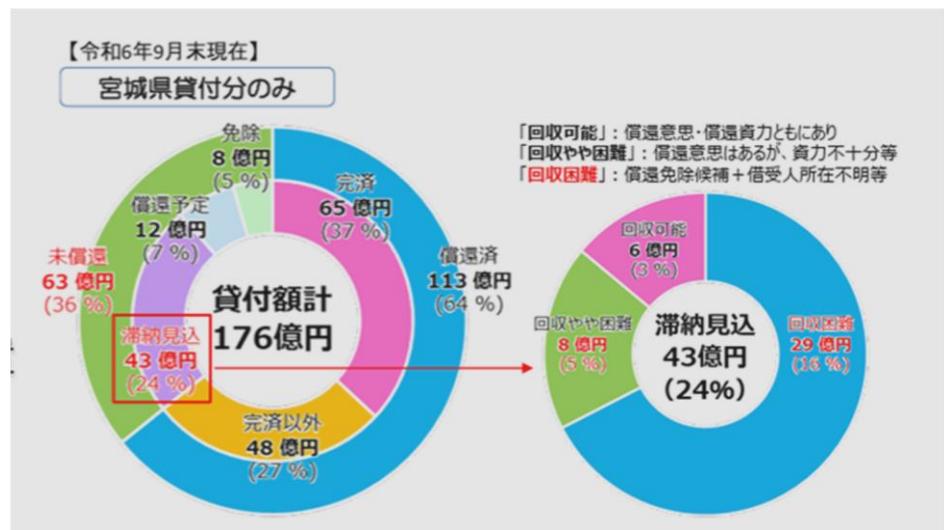
注：図 1 は朝日新聞 2025.4.23 掲載図版を県民センターでリライトしました。

この 1 年間でそれぞれの割合が上昇していることが一目瞭然です。支払期日が到来したにも関わらず 7 割以上の件数が滞納となっています。滞納金額は 25 年 3 月末時点では 31 億 6 千万円と、一年前の 26 億 9 千万円から 4 億 7 千万円増加しました。

図 3 は宮城県が復興庁復興推進委員会に提出した資料で、県として返済の見通しをまとめたものです。これを見ると事態の深刻さが分かります。

援護資金の返済には免除制度があり、「死亡、破産、精神・身体への著しい障害等」により免除を受けることができます、24 年月時点では、約 8 億円が返済免除されました。既に返済された額は 113 億円。未償還額は 63 億円ですが、その内償還が見通せる金額は 12 億円で 43 億円は滞納となると見込んでいます。約 4 分の 1 は滞納となると見込み、さらにその内 29 億円は「回収困難」、8 億円が「回収やや困難」とみています。合計 38 億円です。

図 3 災害援護資金の貸付金回収見込み



出所：復興庁第 47 回復興推進委員会（R76.13）宮城県提出資料

仙台市では

つづいて貸付件数が 15,137 件と県内貸付件数の 60%以上を占め、貸付総額が 234 億円の仙台市の状況を見てみましょう。

仙台市の完済件数は 6560 人で、完済率は 43.3% となっています。貸付総額の 61% の 142 億円が完済されています。仙台市以外の市町村は 64% が完済ですからほぼ同じ。比較的高額借入者の返済が進みました。より少額借入者の返済が滞っていることがわかります。繰上償還を含む「調停済額」 = 現在請求している金額は 173 億円でそれに対する滞納額は 31 億円、18% が滞納となっています。仙台以外の市町村より 6 割程度低い滞納率になっています。

仙台市以外の市町村と仙台市の滞納額を合計すると 62 億円を超える額に膨らんでいます。昨年 9 月時点の宮城県全体の滞納額は 53 億円（宮城県調べ）でしたから、1 年で 9 億円も増加しているのです。

債権管理コストに 35.5 億円、利子収入は 7.5 億円

このような滞納状況に対し、滞納を減らす、つまり返済を促進する取組みを市町村が行っているのですが、それには債権管理コストがかかります。阪神淡路大震災時の神戸市は約 45 億円（95～2020 年度）をかけました。また、内閣府の 2023 年の調査によれば、被災 3 県と仙台市合計では 2011 年度から 22 年度、総額 35 億 4 千 7 百万円のコストをかけています。貸付利子収入が 7 億 4 千 8 百万円でしたから 28 億円を持ち出しているわけです（25 年 2 月毎日新聞調査）。

そして訴訟も頻繁に行われています。今年 7 月には多賀城市が 12 件（請求額約 2 千万円）の支払督促の申し立てを裁判所に起こしています。このように申立てていることについて、多賀城市は「返還延長が可能となったが、国からは、緩めることなく債権回収することを求められている」としています。その他の市でも訴訟案件になっている事例が増えています。

阪神・淡路大震災では

阪神・淡路大震災では被災者生活再建支援法が未制定だったため、被災者は実質的救済制度がそれしかなかった災害援護資金の貸付に頼りました。貸付は県内 13 市、56,422 件、1309 億円でした。その内神戸市は 31,672 件、777 億円でした。国への返済は 2006 年以降 5 度も延長され、最終的には 2023 年 3 月末までに 9 市で 5.1 億円、神戸市で 11.5 億円の債権を県と市が放棄し、震災から 28 年でようやく課題に区切りがつきました。被災者の高齢化が進み、経済的に苦しい人が増えたことを踏まえた判断でした。借り入れた被災者も返済に苦しみ滞納額が増える、滞納額がふえることにより市町村は国や県への返還に苦しみ、区切りがつくまで 28 年もかかったこの制度、東日本大震災でも問題は解決していません。現行制度の抜本的な改善がなされない限り、阪神・淡路大震災でかかった時間と同じような時間を繰り返すことになります。

不十分な法改正

災害援護資金問題は長期の問題になる事は必至です。しかし、こうした事態は想定されていました。「貸付には所得の上限があり、そもそも余裕のない人が借りていた。滞納が多いことは想定されていた（県震災援護室：当時）」（朝日新聞 2019.2.4）のです。また阪神・淡路大震災時の経験も行政は十二分に承知していました。2011 年の発災から据置期間が 6 年あったにも関わらず、阪神・淡路大震災の教訓を反映した法改正は行われず、被災者の返済条件が改善されずに 17 年から償還期間に入ってしまいました。政府は 2018 年 6 月に「貸付利率（3 %）」について、市町村が条例で設定できるように見直しました。29 年 4 月からは償還方法に月賦償還を追加し、保証人の必置義務を撤廃、延滞利率を 10.75% から 5% に引き下げる政令が出され、同年 8 月からは阪神淡路大震災について住民税などを除く年間所得が 150 万円未満、預貯金 20 万円以下などの要件を満たす借主も返済免除の対象となりました。しかし、これらは現状後追いの部分的改善でしかありませんでした。

では今後の災害援護資金貸付制度をどう考えればよいのでしょうか。
仙台弁護士会声明（2021.2.10）等から整理してみましょう。

①返済期限は延長する

前述のように返済期限が5年延長されました。期限を延長しないと滞納分を県と市町村が肩代わりすることになるため、延長は必要です。しかしこの延長は問題を先送りしただけであることは先に記しました。そもそも災害援護資金の貸付には所得上限があり、低所得者を対象にした福祉的側面を強く持った制度です。もともと返済能力の乏しい人に貸し付けている上に、延長すればするほど借入者の高齢化はすすみ、それに伴い返済の困難度は増すばかりで、滞納は一定金額が残らざるを得ません。返済期限の延長は必要ですが、阪神淡路大震災のように5回も期限延長を繰り返すのではなく、返済免除の仕組みについて抜本的変更が必要です。

②返済免除の運用の仕組みを変える

災害弔慰金法では貸付金の返済免除の仕組みがあります。「死亡、破産、精神・身体への著しい障害等」の場合未返済分の全部または一部の返済が免除されます。しかし、たとえ借入者が死亡しても、市町村は膨大なコストをかけて相続人を調査し、相続人に対して弁済を求める運用をしています。これは「もっぱら国の方針によるもの」（兵庫県弁護士会意見書 2022.1.27）です。災害援護資金貸付はあくまでも被災者の生活再建のための制度であり、与信審査もなく、前述のように低所得者向け制度です。その意味で一般の貸金とは異なる特殊な貸付であることから、借受人が死亡した場合は相続放棄手続きがなくとも償還免除するという運用に改める必要があります。そして返済免除を市町村が実施したときは国・県は市町村に対して償還を無条件で免除すべきです。

③経済的困窮者の返済免除の仕組みを変える

仙台弁護士会は「意見書（2021.2.10）」で次のように主張しています。

「生活保護受給者やこれに準ずる低所得者で、今後も窮状を脱する見込みが乏しい者や一定金額以下の年金収入のみで生活している高齢者など、直ちに償還免除を認め、借受人を経済的負担から開放するとともに、債権管理を行う市町村の負担を軽減できるよう法令改正」すべきであるとしています。現に経済的に困窮しており、かつ将来においても返済が難しいと判断されるケースは免除すべきです。

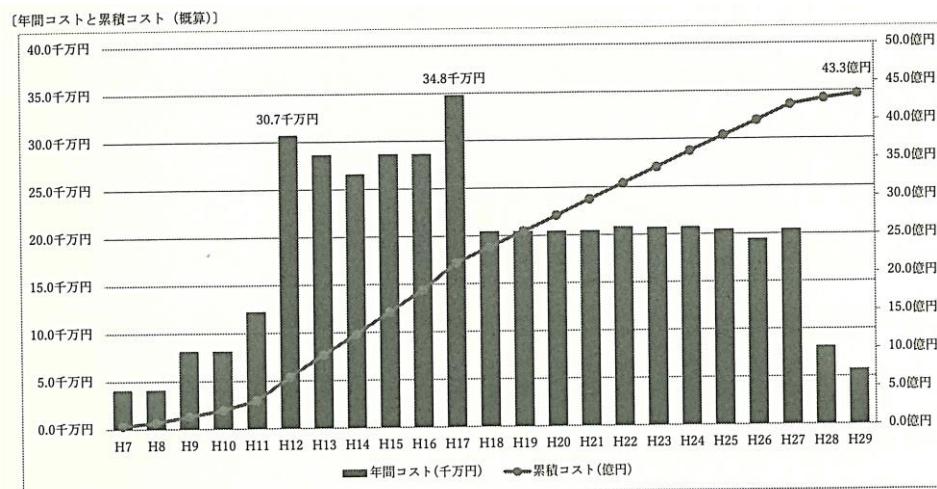
④自治体の管理コストは国が負担する

各自治体は返済金の回収事務、滞納者に対する督促事務、返済困難な借受人からの少額返還、償還猶予の判断業務などに当たっています。相続人調査は「①」で触れたとおりですが、連帯保証人が死亡した場合も同様に相続人調査が行われ、相続放棄の有無の確認業務も必要になります。

これらの管理費用は借受人から受け取る利子を充てることを前提にしています。しかし、東日本大震災では借入に際し、連帯保証人を付けた場合は無利息でした。連帯保証人を付けなかった場合は年利1.5%で、そもそも債権管理コストを賄うことができない構図なのです。

図4は阪神・淡路大震災の際の神戸市の債権管理コストの年別推移をあらわしたものですが、宮城県も同様の事態になることが見込まれます。宮城県市町会は今年9月に国に対し「債権回収に向けた自治体個々の取組みに係る経費について、財政支援の実施、または国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的」な債権回収の実施を求めています。国は被災市町村任せにしないで国も負担する制度に改めるべきです。

図4.阪神・淡路大震災における神戸市の災害援護資金の債権管理コスト



出所：「災害援護資金n貸付制度とその立法的解決」第一法規

「私的財産形成に税金不投入」原則の転換から

現在の日本の災害法制では、建物・生活再建支援に際しては、「私的財産形成に税金は投入しない」というのが原則です。従って被災者の建物・生活再建には、給付制度として1) 被災者生活再建支援法 2) 災害弔慰金法 3) 義援金がありますが、それぞれの制度の金額は少額です。そして貸付制度として災害援護資金貸付がありますが、この制度の問題点はこれまで述べてきたとおりです。

現行の被災者生活再建支援制度では最大300万円しか給付されません。しかし、この金額では生活再建できることは、何度も繰り返して被災者から声があげられてきました。昨年の能登半島地震では、被災者生活再建支援法の給付額に県独自に上乗せする給付制度を運用しています。「地域福祉推進支援臨時特例給付金」というもので、最大300万円の上乗せが可能です。しかし、この金額でも建物・生活再建には不十分で、住まいの再建は進んでいません。

このような現在の体系の中では2000万円以上の預貯金のない世帯が被災した場合、建物・生活再建ができません。被災者の暮らしを再建するためには、「私的財産形成に税金不投入」原則を転換し、現在の災害法制の抜本的な見直しが必要です。被災者支援の現在の中心である災害援護資金貸付の元になっている災害弔慰金支給法、災害救助法、被災者生活再建支援法一本化し、総合的な被災者支援制度への転換が求められています。

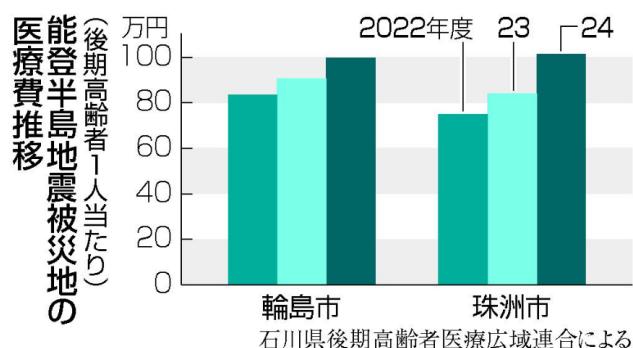
能登の高齢者

医療費急増なのに 負担免除終了とは？

能登半島地震の被災地で、特に高齢者一人当たりの医療費が急増しているにもかかわらず、窓口負担免除が打ち切られる状態が続いています。

石川県後期高齢者医療広域連合の調査によると、後期高齢者一人にかかる医療費（速報値）は、輪島市で99万8131円、珠洲市で101万2399円でした。これは地震の影響のなかった22年度と比較してそれぞれ20%、35%増となっています（下図参照）。24年度の全国平均は97万1491円で、22年度比2%増でしたから、両市の急増ぶりが際立ちます。時事通信は今年7月2日付け報道で次のように分析しています。背景に長い避難生活や環境の変化があること、「避難中ほとんど歩かなかつた人も多く、一度足腰が弱くなった人は、ちょっとしたことで転倒してけがをしやすい」ことを指摘しています。また仮設住宅に入居したものの「先が見えず精神的に参ってしまう人が目立つ」こと、また6月末まで被災者の医療費窓口負担が免除されていたので「自己負担がゼロのうちに悪いところを治療して健康を維持しようという人も多かった」と医療関係者の声を紹介しています。こうした例は東日本大震災の際にも同様のことがありましたが、それが繰り返されていることが分かります。

地震後の人口流失で公共交通機関の便も減少したため、従来と同様に通院することができない被災者が増えることが懸念されます。医療スタッフも不足しているため訪問診療が難しくなっているといいます。被災地では医療体制をどう維持していくか、大きな課題になっています。



6月末で医療費負担免除打ち切り

そうしたなかで、石川県では6月末で被災者の医療費の窓口負担の支払を免除する措置が終了しました。隣接している富山、福井両県は免除を継続しているにも関わらずです。さらには石川県内の「協会けんぽ」加入者は免除が継続されているのです。

このことによって何が起こっているか。石川県保険医協会が被災者にアンケートしたところ、約 7 割が受診を減らすなどの「影響を受けた」と回答しています。その内容は、「通院回数を減らした (57.0%)」、「薬を減らした (21.3%)」、「通院を辞めた」という回答も 10.9% もあったといいます。なぜこのような乱暴な措置が取られたのでしょうか。「免除が打ち切られた背景には、財政負担の増大のほか対象者が『自宅が全半壊以上』などに限られたため、他の被災者らとの間で不公平感が生じた」（毎日新聞 2025.11.8）ことがあると報道されています。そのような不公平感があるとすれば、免除対象者を拡げるべきですが、打ち切ったため、今後は、協会けんぽ加入者との不公平がうまれてしまう結果になっています。同保険医協会と石川県社会保障推進協議会は国と石川県に対し「被災者の医療・介護免除の再開を求める」署名運動を開き、全国に署名を呼び掛けています。署名用紙は下記 URL から入手できます。多くの皆さんの署名参加を呼びかけます

<https://ishi-syahokyo.com/post-1094/>

The image shows the front cover of a book titled "住民・地域主権の復興まちづくりへ" (Rebuilding the Community through Resident and Local Autonomy). The cover features a photograph of a modern wooden house under construction or renovation. A red circular sticker on the right side contains the white text "発売中" (On sale). To the right of the book cover, there is a large vertical text block in black Japanese characters: "国・県によるトップダウンの復興事業にあらがう住民・コミュニティの姿から、今後の巨大災害復興のあり方を問う。". At the bottom left, there is a yellow rounded rectangle containing the text "みやぎ震災復興研究センター". Below the book cover, there is a list of information in Japanese:

- 価格: 600 円 + 送料
- 日本郵便のスマートレターで発送。
- 3冊で1梱包可
- 送料: 1梱包あたり 210 円
- みやぎ震災研のネット注文窓口のリンク

ご注文は右 URL から <https://miyagishinsailabo.com/publication/#Upcoming>